

自衛隊法施行規則の一部を改正する省令参照条文

○防衛省設置法等の一部を改正する法律（平成２９年法律第４２号）による改正後の自衛隊法（昭和２９年法律第１６５号）抄

（予備自衛官である者の使用者に対する情報の提供）

第七十三条の二 防衛大臣又はその委任を受けた者は、予備自衛官（第七十条第一項各号の規定による招集命令を受け、同条第三項の規定により自衛官となつてゐる者を含む。）である者の使用者から求められた場合であつて、当該予備自衛官の同意があるときは、自衛隊の任務遂行に支障を生じない限度において、当該使用者に対し、当該予備自衛官の訓練招集の予定期間その他予備自衛官の職務に対する理解と協力の確保に資するものとして防衛省令で定める情報の提供を行うものとする。

（準用）

第七十五条の八 第六十七条第一項及び第三項、第六十八条から第六十九条の二まで並びに第七十三条から第七十五条までの規定は、即応予備自衛官について準用する。この場合において、第六十七条第三項中「前二項の規定により任用された」とあるのは「採用された」と、第六十八条第一項中「前条第一項又は第二項の規定により予備自衛官に任用された」とあるのは「即応予備自衛官に採用された」と、「任用の」とあるのは「採用の」と、同条第二項、第三項及び第四項中「第七十条第一項各号」とあるのは「第七十五条の四第一項各号」と、同条第二項中「予備自衛官に」とあるのは「即応予備自衛官に」と、第六十九条の二第一項中「予備の」とあるのは「即応予備の」と、同条第二項中「第七十一条」とあるのは「第七十五条の五」と、第七十三条の二中「第七十条第一項各号」とあるのは「第七十五条の四第一項各号」と、第七十四条第二項中「国民保護等招集若しくは災害招集」とあるのは「国民保護等招集、治安招集若しくは災害等招集」と、第七十五条第一項ただし書中「第七十一条第一項」とあるのは「第七十五条の五第一項」と、同条第二項中「第七十条第三項」とあるのは「第七十五条の四第三項」と読み替えるものとする。

○防衛省設置法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（平成２９年政令第１６４号）

防衛省設置法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、平成二十九年七月一日とする。ただし、同法第二条中自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第七十三条の次に一条を加える改正規定及び同法第七十五条の八の改正規定の施行期日は、平成二十九年九月一日とする。